

屋外広告物・景観の手続き

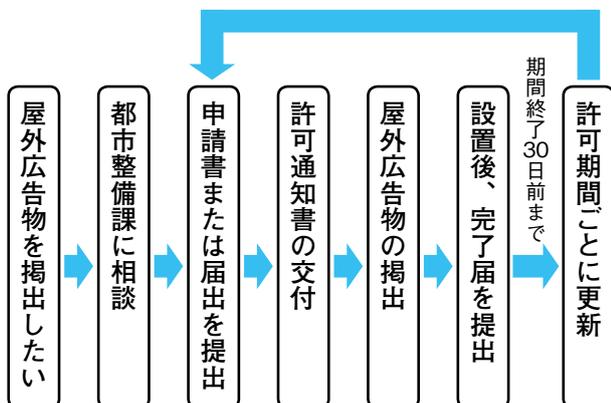
屋外広告物を掲出するには、許可申請または届出が必要です！

屋外広告物とは、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、貼り紙、広告塔、広告板、のぼり旗などをいいます。

屋外広告物を掲出する場合には、市条例に基づくルールを守り、市へ許可申請または届出を行う必要があります。広告物の種類によって許可期間と申請手数料が定められています。屋外広告物を掲出する際には、事前に都市整備課に相談し、手続きを行ってください。

なお、原則、道路上には、屋外広告物を掲出することはできませんので注意してください。

屋外広告物条例の手続きの流れ



※規模等により申請が不要な場合があります。

良好な景観の形成のため、一定規模の行為には届出が必要です！

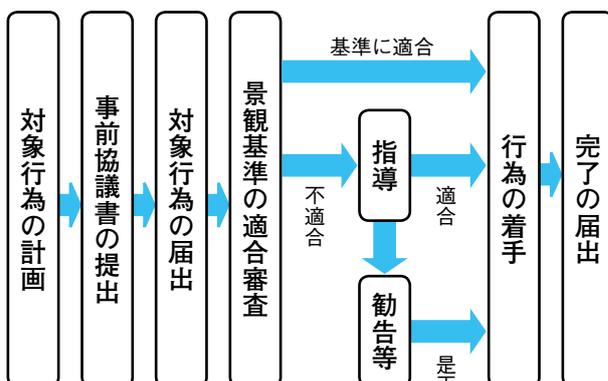
本市では市全域を「景観計画区域」とし、良好な景観形成のため景観条例を制定しています。

景観に大きな影響を与えることが想定される比較的大きな建築物、工作物、開発行為等については、行為の規模に応じて届出が必要となります。

なお、出石城下町地区、城崎温泉地区、江原駅東地区の景観形成重点地区については、小規模な行為でも景観に与える影響が大きいため、原則、全ての行為を届出対象行為としています。

《問合せ》都市整備課 ☎23-1712

景観条例の手続きの流れ



9月10日は下水道の日です

下水道に未接続の方は、一日も早い下水道への接続をお願いします！

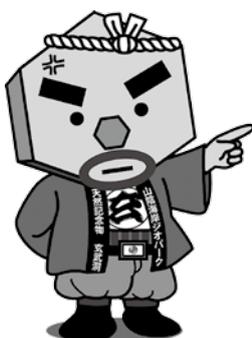
下水道に接続すると、海や川が美しく、まちがきれいになります。

美しい自然環境を未来に残すのは、私たちの責務です。

下水道を正しく使いましょう

下水道に、トイレトーパー以外の水に溶けない紙や油類・固形物を流すと、下水道管が詰まります。最近、下水道管やポンプに異物が詰まる事故が多発しています。

修理には多額の費用がかかり、使用している人に大変迷惑を掛けます。



次のことに気を付けて、下水道を正しく使いましょう。

- ▼下水道管の詰まり予防のために台所排水用のため桝を2カ月に1回掃除をしましょう。
- ▼宅地内で下水道管が詰まったり、水洗便器が故障した時は排水設備指定工事店まで連絡してください。 《問合せ》下水道課 ☎22-1810

下水に流してはいけないもの

- ▽水に溶けない紙(ティッシュペーパー・ウエットティッシュなど)
- ▽衛生用品(生理用品・紙おむつなど)
- ▽調理のくず・食べ残し
- ▽揚げ物の残り油(サラダ油など)
- ▽薬品類・灯油など油類

※掲載している情報は編集時点(8月12日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。

広報とよおか 2020年9月号

市立霊苑の現地案内会（要申込み）

市立霊苑を案内し、特徴を説明します

日時 **9月18日(金)～20日(日)**
午前10時～正午

特徴のほか、利用方法・埋葬・改葬の方法なども説明します。

霊苑を探している方や、墓地の移転を考えている方は、ぜひ、参加してください。

▼案内をする霊苑

東霊苑(市場490番地の2)

西霊苑(高屋461番地の1)

※見学終了後、個別相談を行います。

▼集合場所

本庁舎北駐車場

▼定員

各日5組10人(先着順、1組2人まで)を霊苑に送迎します(参加者が自らの自動車で移動する場合は1組5人程度まで可)。

▼申込み

9月1日(火)から17日(木)までに、希望日、氏名、人数等を連絡

《申込み・問合せ》生活環境課☎23-5304



自分の家の庭や畑等に勝手に墓を作ったり、遺骨を墓以外の場所に埋めたりすることは法律で禁止されています。墓を作りたい、移設したい方は、ぜひ、市立霊苑を利用してください。

マイナンバーカードを

取得しませんか？

マイナンバーとは、日本国内で住民票を持つ人全てに12桁の個人番号を割り振る国の制度です。2016年1月からマイナンバーと氏名や住所などの情報を1枚のカードに記録したマイナンバーカードの交付が始まりました。

決済サービスでチャージや買入れものをした際に、金額の25%分(最大5千円分)の「マイナポイント」が還元される制度です。

取得するとどうなる？

マイナンバーカードは、マイナンバーの提示を求められた際の証明としてはもちろん、運転免許証のように本人確認用の公的な身分証明書としても利用できます。さらに、21年3月からは健康保険証としての利用も予定されている(事前登録が必要など、さまざまな面で国民の利便性向上が期待されています)。

ポイントの受取りにはマイナンバーカードが必要

マイナポイントの還元を受けるには、スマートフォン専用アプリやパソコンの専用サイトからマイナポイントの予約・申込みを行う必要があります。その際にマイナンバーカードが必要です。

交付申請はスマートフォンやパソコンで行えるほか、市民課と各振興局市民福祉課の窓口、または郵送でも可能です。

《問合せ》

【全般】マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

【マイナンバーカード交付申請】市民課☎21-9015

【マイナポイント事業】政策調整課☎21-9022

21-9022